

令和7年10月17日付厚生労働省発事務連絡「子ども・子育て支援金制度に係る周知・広報について（依頼）」の別添2のFAQ【必要箇所抜粋】

目次

(問1) 独身や高齢者などはメリットがないにも関わらず、なぜ支援金を払わないといけないのか。	1
(問2) 「独身税」なのか。	1
(問3) この制度の導入は決定事項なのか。	1
(問4) この制度について、聞いたことがない。	2
(問5) 令和10年度以降も継続して徴収され続けるのか。	2
(問6) 手取りが増えないのに負担ばかり増やすのか。	3
(問7) 負担額がどんどん増えていくのではないか。	4
(問8) なぜ医療保険料から子育て支援に係る費用を徴収するのか。医療ではない子育て支援に医療保険料をつかうことは流用ではないのか。	4
(問9) 集めたお金は何に使われるのか。	5

(問1) 独身や高齢者などはメリットがないにも関わらず、なぜ支援金を払わないといけないのか。

- 確かに独身の方や高齢者の方などは、児童手当などの給付を受けられませんが、将来高齢者になったとき、医療・介護などの社会保障をより多く利用することになります。その社会保障の支え手となるのは子どもたちです。
- そのため、独身者や高齢者も含む全世代や企業の皆様から拠出いただくこととしております。

(問2) 「独身税」なのか。

- 子ども・子育て支援金は、サラリーマン、企業、自営業者、高齢者など全ての方にご負担いただくものであり、独身の方のみが負担するものではありません。

(問3) この制度の導入は決定事項なのか。

- 当制度は、国会での審議を経て、令和6年6月に成立した法律に基づいて創設されるもので、法律上、令和8年4月から導入することとされています。

(問4) この制度について、聞いたことがない。

○こども家庭庁のホームページにおいて、当制度に関する詳細が案内

されておりますので、ぜひご確認ください。

(※各市町村においてリーフレットを掲載しているサイト等を独自に設

けていれば、そちらをご案内ください。)

○ 今後、より多くの方に当制度の内容、趣旨等が届くよう、周知してま

いります。

(問5) 令和 10 年度以降も継続して徴収され続けるのか。

○ こども・子育て支援金制度は、令和 8 年度から令和 10 年度まで段階

的に導入し、令和 10 年度以降も継続して拠出いただく制度です。

(問6) 手取りが増えないのに負担ばかり増やすのか。

- 子ども・子育て支援金は、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行い、社会保険負担軽減の範囲内で徴収することで、国民の皆様に追加的なご負担がない仕組みとしています。
- そのうえで、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度においては、低所得者に対して、子ども・子育て支援金も含む保険料の軽減措置を実施しますので、ご理解いただきたいと思います。

(問 7) 負担額がどんどん増えていくのではないか。

○ 現時点では、令和 10 年度以降に増額することは想定していません。

(更問 1) 令和 8 年～10 年の金額は実際に増えているではないか。

○ 支援金は、加速化プラン 3.6 兆円のうちの 1 兆円程度を確保するものであり、令和 8 年度から令和 10 年度にかけて段階的に構築することが法律で定められております。
○ そのため、令和 10 年度までは経過措置として、段階的に拠出いただく金額が上昇していますが、増え続けるものではありません。

(更問 2) なぜ今後増えないといえるのか。

○ 支援金が充てられる給付事業（児童手当など）やその事業に対する支援金の充当割合は法律に規定されているため、法律改正なしに充当事業を拡充し、支援金を増加させることはできない仕組みとなっています。

(問 8) なぜ医療保険料から子育て支援に係る費用を徴収するのか。医療ではない子育て支援に医療保険料をつかうことは流用ではないのか。

○ 子ども・子育て支援金制度は社会全体で子育て世帯を支えるという、新しい分かち合い・連帯の仕組みです。
○ 同じく分かち合い・連帯の仕組みである社会保険制度の中でも、全世代が加入しておりカバー範囲が最も広いこと、既に出産育児一時金など出産に関連する給付が行われていることや、40 歳以上 65 歳未満の介護保険料を医療保険料として徴収していることから、本支援金についても医療保険の徴収ルートをつかうこととしています。
○ また、介護保険制度と同様に、本支援金制度も医療保険とは別の制度であり、流用ではありません。

(問9) 集めたお金は何に使われるのか。

- 支援金は、児童手当などの6つの子育て支援の取組（※）に充てられます。
- 支援金の使い途は法律（子ども・子育て支援法）で定められており、これらの目的以外で使用されることはありません。

（※）支援金が充当される子育て支援の取組（子ども・子育て支援特例公債の償還金を含む）

- ① 児童手当；高校生年代まで延長、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額増額を実施
※令和6年10月から
- ② 妊婦のための支援給付；妊娠・出産時の10万円の給付金　※令和7年4月から制度化
- ③ こども誰でも通園制度；乳児等のための支援給付　※令和8年4月から給付化
- ④ 出生後休業支援給付；育児休業給付とあわせて手取り10割相当（最大28日間）
※令和7年4月から
- ⑤ 育児時短就業；給付時短勤務中の賃金の10%支給　※令和7年4月から
- ⑥ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置　※令和8年10月から